



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

一部免除を受けたときは残りの国民年金保険料の納付を忘れずに！

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額免除・4分の3、半額、4分の1の4段階があります。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除を一部免除といいます。この一部免除を受けた保険料の残りの免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間になってしまいますので、ご注意ください。

平成24年度一部免除保険料納付額

4分の3免除	3,750円
半額免除	7,490円
4分の1免除	11,240円

■保険料の納付期限

国民年金の保険料には納付期限があります。毎月の保険料は翌末日までに納付してください。

■免除された保険料は追納を

免除等の承認を受けた期間の保険料については、後か

ら追納することが出来ます。(10年以内の免除等期間) 追納を希望される場合は年金事務所に申し込みが必要です。

■後納制度による追納を

10年以内に保険料を納められなかった期間がある場合(未納期間)や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合(未加入期間)は後納制度をご利用ください。

■国民年金相談及び姫路年金事務所の年金出張相談をご利用ください。

【国民年金相談】

- ◆相談日 11月15日(木)
- ◆場所 市役所1階 相談室
- ◆受付時間 午後1時30分～4時

【年金出張相談(姫路年金事務所)】

- ◆相談日 12月6日(木)
- ◆場所 市役所2階 204会議室
- ◆受付時間 午前10時～午後3時



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

介護保険サービスを利用したいとき

介護保険のサービスを利用するためには、申請をして認定を受けることが必要です。

●介護保険サービスを利用できる人は？

- ・第1号被保険者(65歳以上の人)の場合は、原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要な人。
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)の場合は、老化に伴う病気(※特定疾病)が原因で日常生活を送るために介護や支援が必要な人。

※特定疾病

●筋萎縮性側索硬化症	●早老症	●脊柱管狭窄症	●後縦靭帯骨化症
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	●閉塞性動脈硬化症	●骨折を伴う骨粗鬆症	●脳血管疾患
●関節リウマチ	●多系統萎縮症	●パーキンソン病関連疾患	●慢性閉塞性肺疾患
●初老期における認知症	●脊髄小脳変性症	●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	●がん末期

●介護保険サービスを利用したいと思ったら？

介護保険サービスを利用したいと思ったら、本人または家族が、市役所の医療介護課、地域包括支援センターまたはお近くの在宅介護支援センターへ申請書を提出します。本人や家族が申請できない場合、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設等に申請を代行してもらうことができます。

●申請に必要なものは？

- ・要介護・要支援認定申請書
 - ・介護保険被保険者証
 - ・健康保険被保険者証
- (40歳以上65歳未満の人のみ)

●申請後の流れは？

1. 訪問調査

市から調査員(市の職員)が自宅または、入所施設などを訪問して心身の状況を調べます。聞きとった内容を基本調査や特記事項として記録します。

2. 主治医の意見書

市から本人の主治医に心身の状況の意見書を作成してもらいます。主治医がいない人は市の指定した医師の診断を受けていただきます。

3. 介護認定審査会で審査・判定

訪問調査結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、審査・判定が行われます。

4. 認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて、介護保険の給付の対象とならない「非該当(自立)」、予防的措置が必要な「要支援1、2」、介護が必要な「要介護1～5」までの区分に分けて認定され、その結果が通知されます。

5. サービスの利用開始

介護保険では原則として、サービスは「居宅介護サービス計画(ケアプラン)」にもとづいて行われます。

要介護認定申請後であれば、認定結果がまだ出ていなくても暫定的なケアプランを作成してもらい、サービスを受けることが可能です。(ただし認定結果が「非該当」であった場合は、利用したサービスを全額自己負担しなければなりません。また、認定結果が非該当以外であっても、利用したサービスの総額が後日判定された介護度の支給限度額を超えていた場合、その超過した部分は全額自己負担してもらうことになります。)

また、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など、施設サービスを希望する場合は、直接施設に入所の申し込みを行うことになります。(要支援の人は、施設サービスは利用できません。)



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

医療機関の適正受診にご協力ください！

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や医療現場における医師やスタッフの負担軽減につながります。病院等を利用するときは、次の点に注意して上手に受診しましょう。

- 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日・夜間診療は割増料金となり、自己負担も大きくなります。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- 休日や夜間に、お子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談を利用してみましょう。小児科医や看護師から症状に応じた適切な対処の仕方などアドバイスが受けられます。

小児救急電話相談

【電話番号】 #8000

ダイヤル回線、IP電話は ☎078・731・8899

【相談時間】

平日・土曜日:18時～24時

日曜祝日及び年末年始:9時～24時

- 日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関にかかる「はしご受診」はやめましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- 薬の飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を活用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬をもらわないようにしましょう。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。